

3 中核市移行により実施する事務

1 県からの移譲事務

(1) 法定移譲事務

法律や政令などに基づいて必ず移譲される事務は、以下の表のとおりです。

福祉、保健衛生、環境、都市計画、教育文化といった幅広い分野において、1,742もの事務を県に代わって行うこととなります。このうち保健衛生分野については、市保健所の設置が必要であるため、大きなウエイトを占めています。

分 野	主な事務	想定事務数※
福 祉	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所・養護老人ホームの設置の認可、監督 ● 介護保険及び障害福祉サービス事業者の指定 ● 身体障害者手帳の交付 ● 民生委員の定数の決定、研修・指導 	526
保健衛生	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の健康保持、増進のための事業の実施 ● 感染症の予防及びまん延防止対策 ● 飲食店営業等の許可 ● 旅館業・興行場・公衆浴場の経営許可 ● 薬局の開設許可 ● 診療所等の開設届の受理 ● 動物愛護、狂犬病予防対策 	788
環 境	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設の設置の許可 ● 産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者に対する措置命令 ● ばい煙発生施設の設置の届出の受理 ● 浄化槽の設置等の届出受理 	278
都市計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋外広告物の条例制定による設置許可 ● サービス付き高齢者向け住宅事業の登録 	126
教育文化	<ul style="list-style-type: none"> ● 県費負担教職員の研修 ● 重要文化財に関する現状変更等の許可 	24
合 計		1,742

※事務数は法定移譲事務の条項数から想定した数値で、今後の法令改正等によって増減する可能性があります。

(2) 任意移譲事務

法定移譲事務に関連した事務や県が独自で実施している事務の中には、県と市が協議の上、移譲を決定するものがあります。移譲予定の主な事務は、現在一宮保健所が窓口となっている事務などを中心に、以下の表のとおりです。

今後も市民サービスの向上や事務の効率化などを考慮しながら、移譲事務の範囲を確定させていきますが、最終的には法定移譲事務と合わせると 2,000 を超える事務数となる見込みです。

分野	主な事務
福祉	<ul style="list-style-type: none"> ● 軽費老人ホームの利用料に対する補助 ● 難病の患者に対する医療等に関する法律に係る申請書等の受付、受給者証等の交付
保健衛生	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療法に係る病院の開設許可等 ● 麻薬及び向精神薬取締法に係る申請書等の受付、免許証等の交付 ● 調理師法に係る申請書等の受付、免許証の交付 ● プールの設置の届出の受理 ● ふぐ処理施設の届出の受理
環境	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定化学物質の排出・移動量の届出受付、集計、公表等 ● 産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の説明会開催届出の受理等

2 移譲事務以外の事務

県から引継ぐ事務のほかにも、中核市移行に伴い新たに実施が義務付けられている事務があります。

<p>監査 包括外部監査の実施</p> <p>地方公共団体の組織に属さない外部の専門家（弁護士・公認会計士など）による監査を導入し、地方公共団体の監査機能の専門性・独立性の強化を図り、監査機能に対する住民の信頼性を高めます。</p>	<p>消防 高度救助隊の設置</p> <p>大規模災害に備え、高度な救助用資機材を装備した救助工作車と、救助のための専門的な知識・技術を有する隊員から成る高度救助隊を編成することで、市の人命救助体制を強化し、市民の安全・安心を高めます。</p>
--	--